

# たには会関東支部規定

〔準則制定〕 昭和 59 年 8 月 26 日

〔規定制定〕 平成元年 4 月 1 日

〔改正〕 平成 2 年 7 月 1 日

平成 3 年 6 月 30 日

平成 4 年 6 月 28 日

平成 5 年 5 月 30 日

平成 6 年 9 月 25 日

平成 7 年 5 月 28 日

平成 7 年 12 月 10 日

平成 9 年 6 月 22 日

平成 9 年 12 月 7 日

平成 10 年 6 月 21 日

平成 11 年 6 月 20 日

平成 20 年 5 月 25 日

平成 22 年 7 月 11 日

令和 2 年 5 月 24 日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、たには会関東支部（以下「支部」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 支部は、たには会の目的の趣旨に添うよう支部活動を行うとともに、支部会員（以下「会員」という。）の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
会員の資質向上に関する研究会・見学会および講演会等の開催  
会員名簿、会報、その他必要と認める出版物の刊行  
親睦会の開催  
その他、支部発展のため必要と認める事項

(事務局)

第 4 条 支部の事務局は支部長宅または支部長の勤務先に置く。

## 第 2 章 会 員

(支部会員)

第 5 条 支部会員は、明治国際医療大学（明治鍼灸大学）鍼灸学部・明治鍼灸短期大学・明治国際医療大学（明治鍼灸大学）大学院の卒業生（正会員）とする。  
たには会会則第 6 条第 1 項により東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県に在住する正会員は関東支部に所属する。

### 第3章 役員

#### (役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名	組織副部長	1名
副支部長	若干名	組織委員	若干名
書記長	1名	渉外部長	1名
副書記長	1名	渉外副部長	1名
書記	若干名	渉外委員	若干名
経理部長	1名	学術部長	1名
経理副部長	1名	学術副部長	1名
総務部長	1名	学術委員	若干名
総務副部長	1名	広報部長	1名
総務委員	若干名	広報委員	若干名
組織部長	1名	監事	2名

#### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

支部長は、支部を代表し支部の会務を総理するほか、支部運営の重要事項につき、会長に対し報告する義務を負うものとする。

副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその仕事を代行する。

書記長は、支部総会および役員会の記録を行う。

副書記長は、書記長を補佐し、支部総会および役員会の記録を行う。

書記は、書記長・副書記長を補佐し、支部総会および役員会の記録を行う。

経理部長は、予算執行および決算を行う。

経理副部長は、会計部長を補佐し、予算執行および決算を行う。

総務部長は、支部の会務を行う。

総務副部長は、庶務部長を補佐し、支部の会務を行う。

総務委員は、庶務部長・庶務副部長を補佐し、支部の会務を行う。

組織部長は、支部の所定の会務を行なう。

組織副部長は、組織部長を補佐し、支部の所定の会務を行なう。

組織委員は、組織部長・組織副部長を補佐し、支部の所定の会務を行なう。

渉外部長は、支部の渉外を行う。

渉外副部長は、渉外部長を補佐し、支部の渉外を行う。

渉外委員は、渉外部長・渉外副部長を補佐し、支部の渉外を行う。

学術部長は、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。

学術副部長は、学術部長を補佐し、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。

学術委員は、学術部長を補佐し、支部会員の学術および資質の向上に関するものを行う。

広報部長は、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。

広報委員は、広報部長を補佐し、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。

監事は、会務ならびに財産状況を監査し、支部総会に報告するものとする。

#### (役員を選任)

第8条 役員は、会員の中から、支部総会により選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が辞任、または任期満了の際は、後任者が就任するまでは、前任者はその職を行う。

(名誉支部長・顧問・相談役・参与)

第10条 支部に、名誉支部長・顧問・相談役・参与を置くことが出来る。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 支部に、名誉支部長を置くことができる。名誉支部長は、役員会の推薦による。

3 たには会会員以外の有識者を顧問として招聘することができる。顧問は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。

4 支部長経験者を相談役として招聘することができる。相談役は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。

5 支部役員経験者を参与として招聘することができる。参与は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。

6 名誉支部長・顧問・相談役・参与は、支部長の委嘱により、支部の各種会議に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、表決に加わることは出来ない。

## 第4章 会議

(会議の種別)

第11条 支部の会議は、支部総会、役員会とする。

(支部総会)

第12条 支部総会は、原則として年1回開催し支部長がこれを召集する。

2 支部総会の承認および決議は出席者の過半数で決す。

3 支部総会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

(役員会)

第13条 役員会は支部の執行機関であり、随時必要に応じて支部長が召集する。

2 役員会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

## 第5章 会計

(会計)

第14条 支部の経費は、支部会費・寄付金・その他をもって充てる。

2 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 細則

(細則)

第15条 支部規定に細則を設けるものとする。

## 第7章 補 則

(補 則)

第16条 この規定の改廃には、支部総会において出席会員の4分の3以上の議決を受け、代議員会で承認されなければならない。

附 則

この規定は、令和2年5月24日より施行する。

## 細 則

〔制定〕平成3年6月30日

〔改正〕平成5年5月30日

平成7年12月10日

平成9年6月22日

平成9年12月7日

平成15年6月1日

### (細則の改廃)

第1条 この細則は、支部役員会において、出席役員4分の3以上の議決を受け、改廃することができる。

2 この細則の改廃は、代議員会に報告しなければならない。

### (支部会費)

第2条 支部会費は、年間3,000円とする。

### (交通費)

第3条 たには会の重要な会合に出席する支部会員1名に対し、交通費を支給するものとする。但し年2回までとし、本部より支給されるものは対象外とする。

2 1項の支部会員は役員会にて選出するものとする。

3 研究会に出席する講師の交通費の支給の対象・支給金額は、支部役員会において、出席役員4分の3以上の議決を受け、決定するものとする。

4 その他必要と思われる交通費の支給は、支部長・副支部長の責任のもと、決定するものとする。

### (冠婚葬祭)

第4条 たには会関東支部会員に、冠婚葬祭が生じた場合は、慶弔費として支部より金一封を贈るものとする。

2 たには会関東支部活動にご協力頂いた先生に、冠婚葬祭が生じた場合は、慶弔費として支部より金一封を贈るものとする。

3 2項の支給の対象・支給金額は、支部長・副支部長の責任のもと、決定するものとする。

### (会報)

第5条 支部会報の投稿者・協力者には、謝礼をすることとする。

### (謝礼)

第6条 たには会関東支部の研究会・その他各種活動にご協力頂いた先生に、謝礼として支部より金一封を贈るものとする。

2 研究会の謝礼は原則として、医師・博士等に対し金参万円、たには会会員に金式万円とする。但し、支給の対象者が、1回の研究会について複数の講師に及んだ場合は、支部役員会において、出席役員4分の3以上の議決を受け、支給金額を決定するものとする。

3 支給の対象の是非は、支部役員会において、出席役員4分の3以上の議決を受け、決定するものとする。

附 則  
この細則は、平成 15 年 6 月 1 日より施行する。